

厚 科 審 第 3 0 号

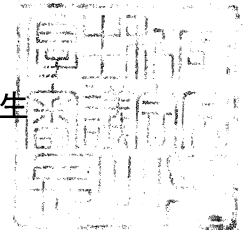
平成 2 4 年 7 月 1 9 日

厚生労働大臣

小 宮 山 洋 子 殿

厚生科学審議会会長

垣 添 忠 生



生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方について(答申)

標記について、平成24年5月28日付け厚生労働省発健0528第6号をもって厚生労働大臣より諮問があった、生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方については、別紙のとおり結論を得たので、答申する。

生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方について

1. 基本認識

今夏においては、北海道電力、関西電力、四国電力、九州電力管内で電力需給のひっ迫が見込まれ、特に関西電力管内では、昨夏の東北、東京電力管内以上に厳しい状況となる恐れがあり、我が国の経済社会や国民生活への影響が懸念されている。

このような状況の下、生活衛生関係営業の社会的責任として、率先して節電の徹底を図っていくことが求められており、当分科会として、生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方について、以下のとおりとりまとめた。

2. 節電行動による使用電力の抑制

(1) 生活衛生関係営業者に期待される役割

生活衛生関係営業者（以下、「営業者」という。）は、節電メニュー等を参考にしながら、空調・照明設備等に係る節電や従業員・顧客に対する節電啓発、中長期の節電に資する省エネルギー対応の設備の導入等の具体的取組を含む自主的な節電計画等を立てるなどし、使用電力の抑制に向けた取り組みを行うこと。

ただし、営業者が節電行動を行う際は、高齢者等の弱者の顧客に過度の負担が生じたり、衛生状態が損なわれ食中毒等の問題が発生しないよう、十分な配慮をすること。

なお、自主的な計画等に基づき具体的に取り組む例は下記のとおり。

①空調・照明設備等に係る節電

- ・従来型蛍光灯を高効率蛍光灯やLED照明に交換
- ・使用していないエリアの空調の停止
- ・空調フィルターの定期的交換
- ・日射を遮るため、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれ、緑のカーテンを活用
- ・使用していない機器のプラグを抜く

②従業員・顧客に対する節電啓発

- ・店舗（施設）全体の節電目標と具体策について従業員・顧客へ理解と協力

を求める

- ・従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う

③中長期の節電に資する省エネルギー対応の設備の導入

店舗（施設）の改修、機器の購入及び更新に際しては、以下の項目の設備の導入についても配慮すること。

- ・省エネルギー対応の冷凍・冷蔵設備の導入
- ・営業車にクリーンエネルギー自動車（ハイブリッド自動車等）の導入
- ・人感センサー、LED照明等の導入
- ・二重窓、遮光シート等断熱・日射遮蔽性の高い建具、ガラス等の導入
- ・太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入
- ・自家発電用設備の導入
- ・節電・非常用需要に対応する蓄電設備
- ・ガス冷房、氷蓄熱システム等の電力負荷平準化に資する設備の導入

（２）組合及び連合会に期待される役割

生活衛生同業組合（以下、「組合」という。）及び生活衛生同業組合連合会（以下、「連合会」という。）においては、営業者が具体的な節電行動を行えるよう、都道府県生活衛生営業指導センターや地域の自治体等と連携しながら、節電メニューの啓発活動や自主的な節電計画等の作成に対する支援、個別訪問等を通じた具体的取組方法等についての情報提供、協力依頼などに積極的に取り組むこと。

また、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう努めること。

さらに、営業者を対象とした説明会等を開催し、積極的な取組を呼びかけることで、節電意識の喚起、定着に努めること。

（３）政府等に期待される役割

政府においては、営業者、組合及び連合会が節電行動に必要な設備投資や説明会などを円滑に行えるよう、平成25年度概算要求、平成25年度税制改正大綱などにおいて時宜に即した対応と情報提供を積極的に行うとともに、株式会社日

本政策金融公庫においては、必要な資金需要に対し、円滑に低利融資を行うよう努めること。

3. 新たな需要の取り込み

家庭での節電意識の高まりや節電行動の一環として企業が営業時間の短縮・シフト、夏期休業の設定・延長等に取り組む例が増加するなか、以下に掲げる新たな消費需要に対応した商品・サービスの開発・提供に努めることで、営業活動の活性化を図ること。

(1) 「朝活」・「アフター4」販促の実施

サマータイムの導入などで、従来より早く就業したり仕事を終える会社員らを顧客ターゲットとして、早朝・夕方における営業時間枠の拡大や新たな商品・サービスの開発、特別料金の設定などに対応し、顧客の増加につなげること。

(2) 「節電商品」・「節電サービス」の提供

家庭での消費電力削減に寄与する商品に関心が高まるなか、家庭で電気を使わないという視点で新たな商品の開発・提供を行い、顧客の増加につなげること。

- (例) ・家庭での消費電力削減に資する長期滞在型商品の開発・提供
- ・家庭での消費電力削減に資するヘアスタイルの提案

4. 今後の取組について

今後の電力需給状況については、エネルギー政策の動向にもよるところであるが、電力制約が国民生活や経済活動の妨げ、衛生水準の低下につながることをないよう、日々対応できる省エネルギーの取り組みについて着実に推進していくことが必要である。

その際は、短期的な節電行動としての取り組みに終わらせるのではなく、経営の合理化や可能な場合には、新たな需要（ビジネス機会）の取り込みに資する形で省エネルギーを継続的に進めていくことが重要である。

なお、電力需給の状況については、今後、変化することも有り得ることから、必要に応じて本内容の再検討を行い、継続的に見直していくものとする。